

外来魚駆除のてびき

(外来魚駆除調査のまとめ)



ウグイ稚魚を飲み込むコクチバス（内川ダム）

平成20年3月

石川県水産総合センター

外来魚駆除のてびき

目 次

はじめに	1
1 外来魚とは	2
2 石川県における外来魚の分布と生態的特徴	
(1) 分 布	3
(2) 産卵・仔稚魚期	4
(3) 成 長	5
(4) 成 熟	5
(5) 食 性	5
3 外来魚の駆除方法について	
(1) オオクチバス駆除調査結果	6
(2) コクチバスの駆除調査結果	7
(3) ブルーギルの駆除調査結果	8
(4) 外来魚の駆除方法	9
(5) 駆除方法の要点と注意点等	9
4 外来魚の有効利用について	12
5 外来魚に関する法律や県の規則	13
(1) 外来生物法について	13
(2) 石川県内水面漁業調整規則について	13
参考文献	14
(参 考)	
外来魚に関する法律や県の規則（抜粋）	
1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	15
2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令	17
3 オオクチバス等に係る防除の指針	18
4 石川県内水面漁業調整規則	19

はじめに

ブラックバスを始めとする外来魚の石川県内への侵入と定着については、これまで断片的な情報があるのみで、実態が明らかになっていませんでした。このため、水産総合センター内水面水産センターにおいてオオクチバス、コクチバス及びブルーギルについて、平成13～19年度の7カ年間、県内河川湖沼での生息状況を調査し、その侵入と定着から生息実態に加え、効率的な駆除方法について検討し、本「てびき」としてまとめました。

本県の内水面漁業の振興と生態系の保全の観点から、駆除活動等の取り組みにこの「てびき」を活用いただければ幸いです。

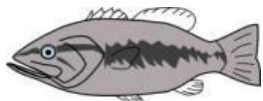
なお、この調査に当たり、柴山潟漁業協同組合、金沢漁業協同組合、金沢市、いしかわ動物園、石川県内水面漁業協同組合連合会、県内各内水面漁業協同組合、地方自治体などの関係機関にご協力を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

石川県水産総合センター

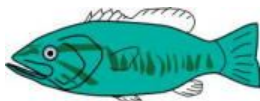
1 外来魚とは

我が国で一般的にブラックバスあるいはバス類と呼ばれているものは、北アメリカ原産のサンフィッシュ科オオクチバス属の淡水魚の総称で、国内へはオオクチバスとコクチバスの2種の移入が確認されています。また、ブルーギルは、北アメリカ原産サンフィッシュ科ブルーギル属の淡水魚で、ブラックバスとは近縁です。

ブラックバスは、強い魚食性と繁殖力をもち、個体数の増加や分布域の拡大によって内水面漁業への被害や生態系への影響が心配されています。また、ブルーギルは、雑食性で、他の魚の卵や稚魚を食べるため、在来の淡水魚にとって大きな脅威となっています。



オオクチバス

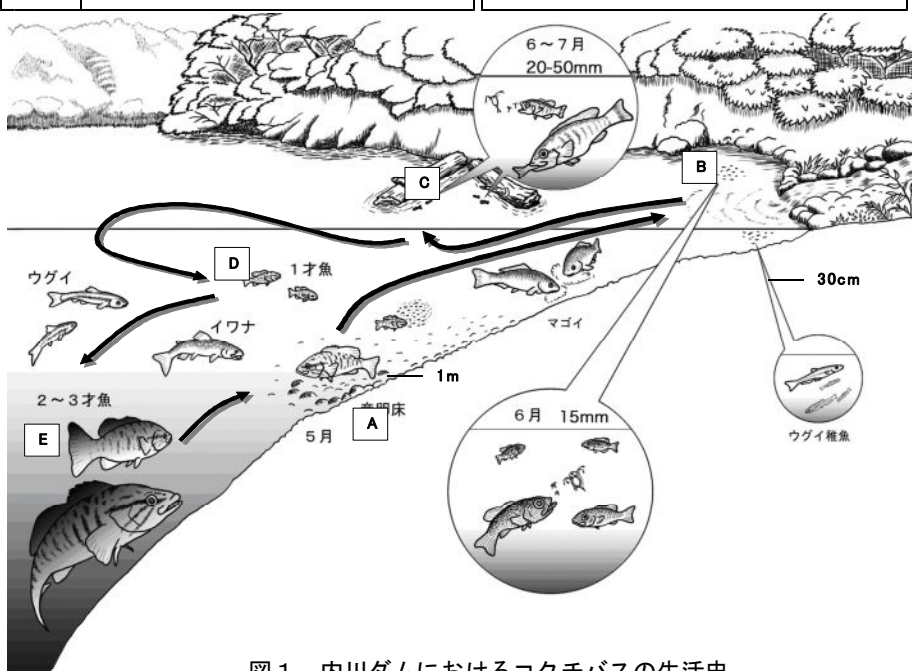


コクチバス



ブルーギル

背景	1925年に国内へ持ち込まれ、70年代のルアー釣りブームに乗り、密放流によって、急速に全国へ分布域を拡大しました。	1990年代に県内へ侵入しました。オオクチバスが生息できない流水域や、寒冷地への侵入が心配されています。	1970年代に県内に持ち込まれました。主にブラックバスの餌として、一緒に密放流され、全国に分布域を拡大しました。
県内分布	既に、県内の多くの潟やため池に生息しています。	今のところ、県内での分布域は、ごく一部に限られています。	主に、中能登以南の湖沼やため池に生息しています。
生態	非常に魚食性が強く、自身の全長の半分近い大きさの魚を食べることもあります。 5、6月が産卵期です。 雄が産卵床を作り、卵や仔魚を守ります。	低温や流れに強いことから、池や潟だけでなく、川でも生息が可能です。 5、6月が産卵期です。 雄が産卵床を作り、卵や仔魚を守ります。	雑食性で、魚卵や稚魚を食べるため要注意魚種となっています。 6、7月が産卵期です。 雄が産卵床を作り、卵や仔魚を守ります。



- A: 雄が浅瀬に巣を作る。
- B: 全長約15mmの仔魚は岸近くで遊泳。主にミジンコ等を食べる。
- C: 6月に稚魚は全長20~50mmとなり、流木の下等に定位。魚食性へ移行。
- D: 当才魚は8月には岸を離れ、翌春1才魚として水深1m前後に出現
- E: 8月には全ての年齢群が沖へ出て行く。

図1 内川ダムにおけるコクチバスの生活史

2 石川県における外来魚の分布と生態的特徴

(1) 分布

①オオクチバス

漁業者、釣具店、自治体のアンケート調査と生息実態調査の結果から、オオクチバスは、第1次バスブームと呼ばれる1970年代中頃に、加賀南西部の湖沼に密かに移植されたものと推定されます。

柴山潟では1980年以降に増殖し、1985年頃に大繁殖しましたが、その後、減少しています。一方、木場潟や河北潟では、柴山潟から10年遅れて1995年前後に同様な消長が見られます。

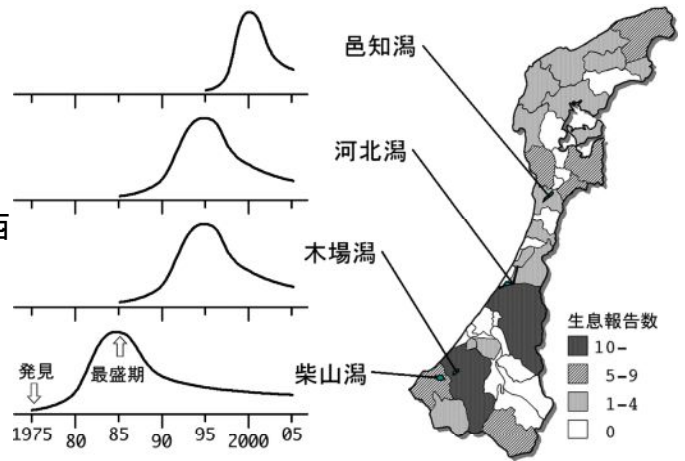


図2 石川県におけるオオクチバスの分布拡大

柴山潟で大繁殖したオオクチバスは、1980年代の第2次バスブームに周辺の湖沼へ分布域が拡大する放流源となった可能性が高いと考えられます。1990年代の第3次バスブームには、加賀平野の各湖沼で大繁殖がみられました。この時期に、奥能登地区への移植も行われたと考えられ、2000～2006年には奥能登のため池で大繁殖しています。このような経緯の中で、主なバス釣り場は加賀から能登方面へ移動して行きました。

オオクチバスは、県内に侵入してから30年の間に、加賀南西部から奥能登へ至る県内全域の潟やため池に広く分布するようになったと考えられます(図2)。

②コクチバス

コクチバスは、1990年代の後半に県内の複数箇所へ移植されたものと推定されます。現在、県内2ヶ所(内川ダム、多根ダム)でのみ確認されており、分布域は限定的です(図3)。

③ブルーギル

ブルーギルは、オオクチバスと同時期の1970年代に加賀南部へ移植されたものと推定されます。現在、加賀地区に広く分布しており、柴山潟や木場潟などでは、ブラックバスよりも多く生息しています。奥能登での分布はほとんど確認されていません(図4)。

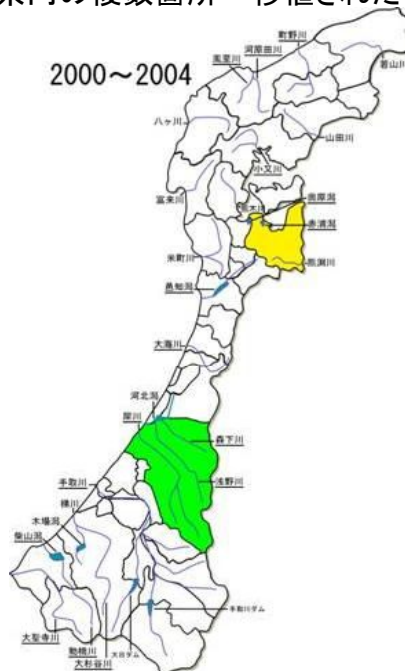


図3 コクチバスの分布

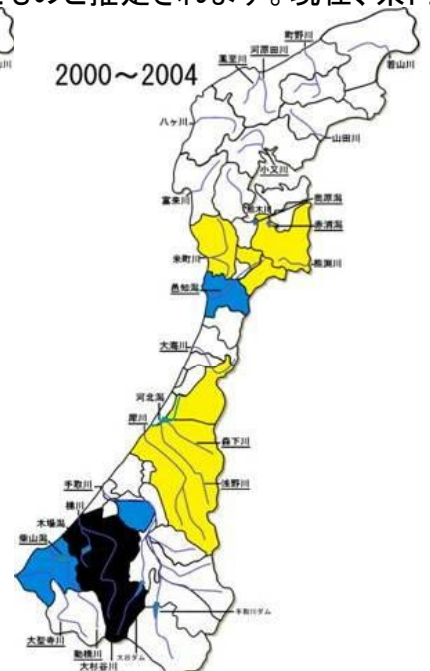


図4 ブルーギルの分布

(2) 産卵・仔稚魚期

オオクチバス・コクチバスは、4～5月の水温が15℃を超える頃から浅瀬に集まって繁殖行動をし、産卵後は、雄が卵や仔魚を守ります。

ブルーギルは、6月の水温が20℃を超える頃が産卵期であり、バス類と同様に雄が卵や仔魚を守ります。

オオクチバスの水槽内での産卵試験では、①上部のみ遮光された産卵床、②側面のみ遮光された産卵床、③上部と側面が遮光された産卵床を比較した結果、③でのみ産卵が確認されました。オオクチバスは、陰影のある場所で産卵することがうかがわれます(図5)。

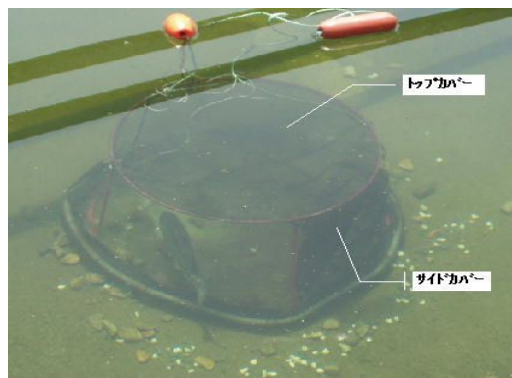


図5 産卵床を保護するオオクチバス

オオクチバスの受精卵を循環ろ過水槽(水温16～22℃)で飼育したところ、5日後からふ化が始まり、8日後に浮上(卵のう内の栄養分を吸収し、餌を食べる)しました。ふ化仔魚の平均全長は5.6mm、浮上稚魚の平均全長は7.5mmでした。

内川ダム湖(水温17～19℃)から採取した(6月2日採取)コクチバス発眼卵を、循環ろ過水槽(水温17～21℃)で飼育したところ、2日後からふ化が始まり、7日後に浮上しました。ふ化仔魚の平均全長は7.0mm、浮上稚魚の平均全長は9.8mmでした。

既応知見なども参考にして、本県における外来魚の産卵生態を表1に整理しました。

表1 外来魚の産卵生態

	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
産卵期の水温	16～20℃ (5～6月)	15℃～ (5～6月)	20～26℃ (6～7月)
産卵場所	水深1m前後の砂礫底	湖岸近くで水深1m前後の砂礫底	水深1mより浅い砂地や小砂利底
卵径	1.5mm	1.8～2.1mm	0.9～1.3mm
卵数	約3万粒	約1.5～2.5万粒	約2～3.5万粒
ふ化	3～5日でふ化	3～6日でふ化	2～4日でふ化
ふ化仔魚	全長5.6mm位	全長7.0mm位	—

調査時に採捕した仔稚魚の全長変化から逆算すると、外来魚の産卵時期は、柴山潟のオオクチバスでは5月中旬、内川ダムのコクチバスでは5月下旬、柴山潟のブルーギルでは6月上旬に絞り込まれました(図6～8)。

目視調査では、コクチバスの仔魚は全長10～15mmまで群泳しています。しかし、全長20mm以上になると、分散して泳ぐようになることが確認されました。

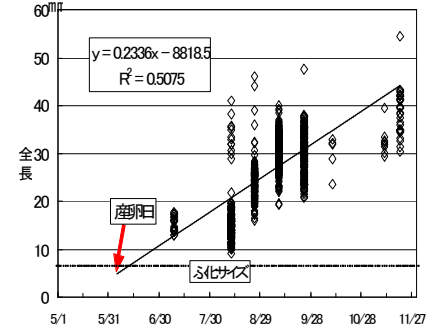
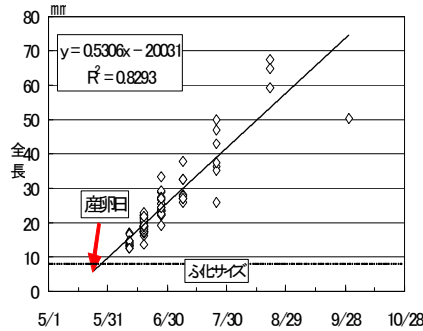
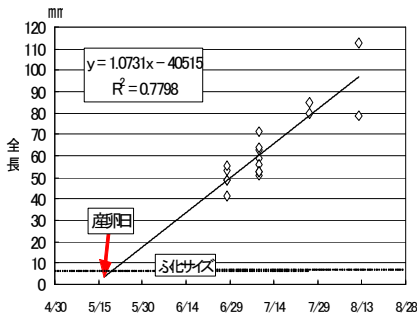


図6 オオクチバスの全長変化(柴山潟) 図7 コクチバスの全長変化(内川ダム) 図8 ブルーギルの全長変化(柴山潟)

(3) 成長

耳石から年齢を推定した結果に基づき、外来魚の年齢別の尾叉長は、表2、図9のとおり求まりました。

表2 外来魚の年齢別の尾叉長

	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
満1歳	15 cm	15 cm	5 cm
満2歳	25 cm	25 cm	10 cm
満3歳	35 cm	30 cm	15 cm

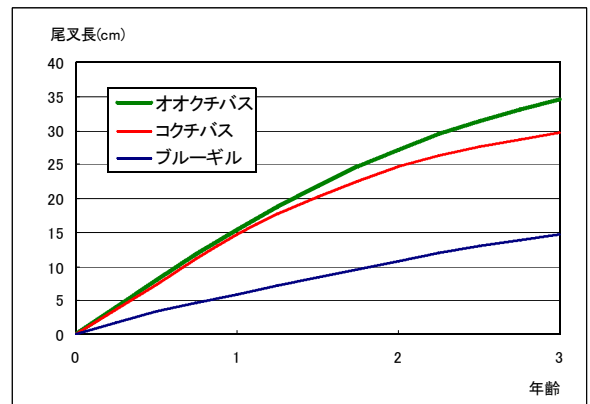


図9 外来魚の成長

(4) 成熟

成熟度調査から、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは、いずれも生まれて2年を経過した頃から成熟するものと推察されました(図10)。



図10 コクチバスの成熟卵巣

(5) 食性

柴山潟で採捕したオオクチバスでは、魚類の他、アミ類やテナガエビの稚エビを食べていました。

内川ダムのコクチバスでは、成長に従いミジンコ→ケンミジンコ→ユスリカ幼生と食性が変化し、尾叉長50mm以上になると魚食性への転換がみられました(図11)。成魚は、魚類、次いで甲殻類を多く食べていました。

柴山潟のブルーギル当才魚では、主にユスリカ幼生を食べていました(図12)。また、成魚もユスリカを多く食べていました。

既応知見なども参考にして、本県における外来魚の食性を表3に整理しました。

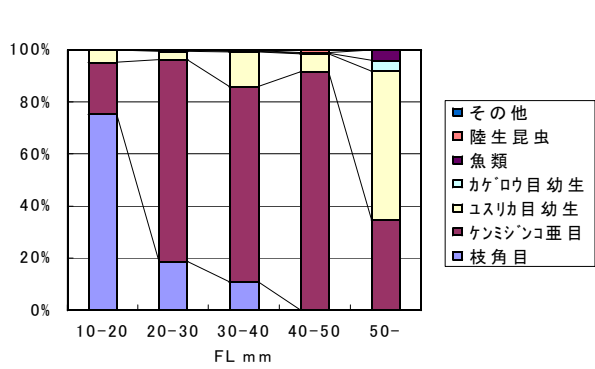


図11 コクチバスの胃内容物組成 (H15)

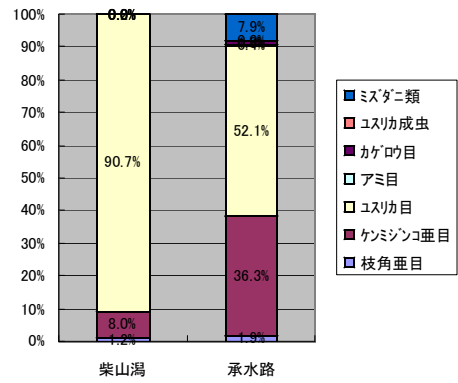


図12 ブルーギル当才魚の胃内容物組成 (H15)

表3 外来魚の食性

オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
魚類や甲殻類を主食とし、落下昆虫や水生昆虫・オタマジャクシなども食べる。	オオクチバスとほぼ同様ですが、より魚食性が強い。	昆虫類や魚類・甲殻類の他、他の魚の卵や稚魚を食べる。

3 外来魚の駆除方法について

(1) オオクチバス駆除調査結果

これまでの調査結果から、オオクチバスの駆除方法としては、地曳網、刺網および水抜きによる方法が効率的であることが確認されました(図13)。

なお、親魚・卵・仔稚魚の同時駆除を目的としたカゴ(図14)では、採捕効率が悪く、設置場所を工夫する必要があると考えられました。

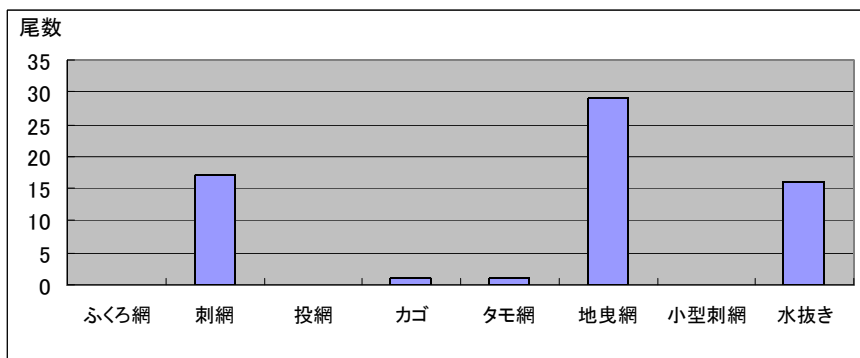


図13 駆除方法別のオオクチバス採捕尾数(調査1回当たり: H13-19)



図14 親魚・卵・仔稚魚の同時駆除を目的としたカゴ

また、オオクチバスが多く採捕された日の水温は18~22℃でした(図15)。

採捕されたオオクチバスは、地曳網では稚魚、カゴ、刺網および水抜きでは親魚が主体でした(図16)。

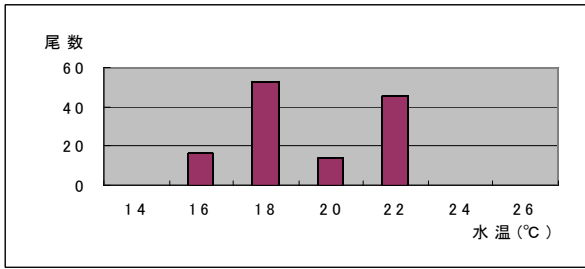


図15 水温別のオオクチバス採捕尾数
(10尾以上が採捕された日の水温)

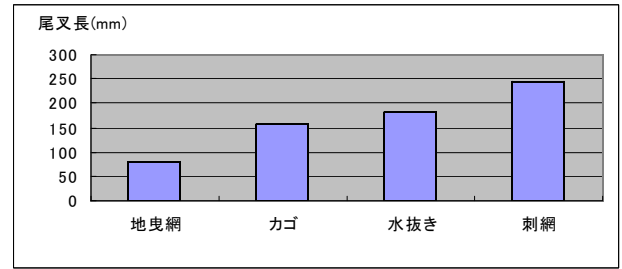


図16 採捕されたオオクチバスの平均尾長 (H13~19)

(2) コクチバス駆除調査結果

これまでの調査結果から、コクチバスの駆除方法としては、タモ網が最も効率的であることが確認されました (図17)。

また、コクチバスが多く採捕された日の水温は18~24°Cでした (図18)。

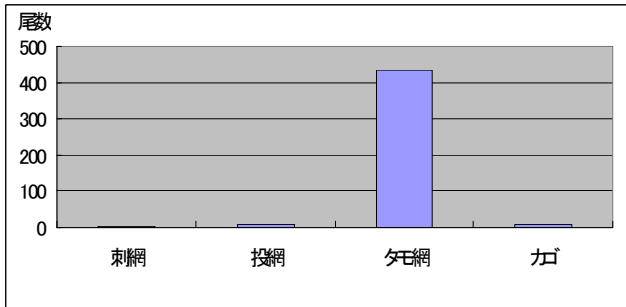


図17 駆除方法別のコクチバス採捕尾数
(調査1回当たり: H13~19)

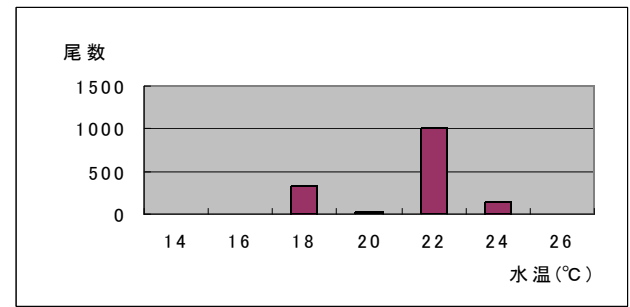


図18 水温別のコクチバス採捕尾数
(10尾以上が採捕された日の水温)

採捕されたコクチバスは、タモ網、カゴでは稚魚、投網、刺網では親魚が主体でした (図19)。

なお、従来、刺網では漁獲体長の1/4の網目を使用するのが最適とされていましたが、バス類は鰓蓋に棘があることから、短時間であれば網目の小さい刺網に大型魚も掛かることがわかりました。このため、網目の小さい刺網に魚を追込み、直ちに網を揚げることで、幅広いサイズの個体を効率的に採捕できました。採捕効率は、網目9cm:0.43尾/反、網目3.7cm:0.86尾/反でした (図20)。

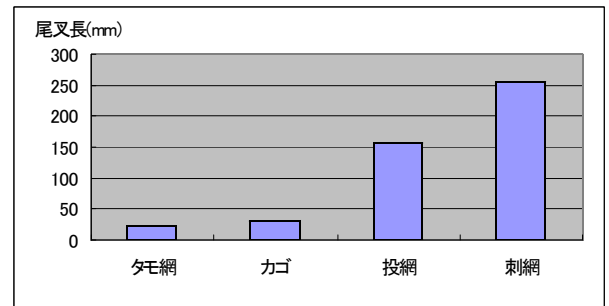


図19 採捕されたコクチバスの平均尾長 (H13~19)

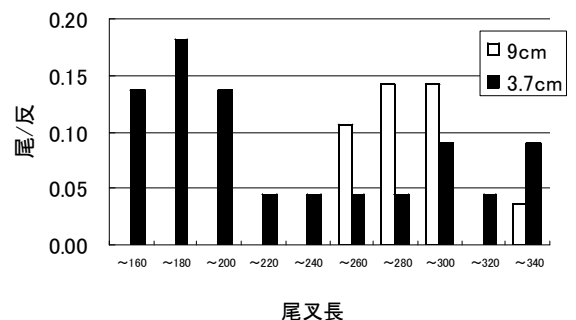


図20 網目別に採捕されたコクチバスの尾長組成

内川ダムでは降雨量が多いと予想された場合、洪水対策のために予備放水を行って水位を前もって下げるといった措置を取っています。そのため、雨の多い年はダムの水位の変動幅が大きくなります。

内川ダムのコクチバスは、繁殖期（5月）に降雨量が多い年では（H14, 16）、稚魚の発生が抑制されました。コクチバスは、水温15℃で繁殖を開始し、水深1m以内の岸近くに産卵床を作り、稚魚となって自由に泳ぐまでに2週間程度かかります。この間に、水位が1m以上も下がると産卵床が干上がり、卵や仔魚が死亡するためと推定されます（図21, 22）。

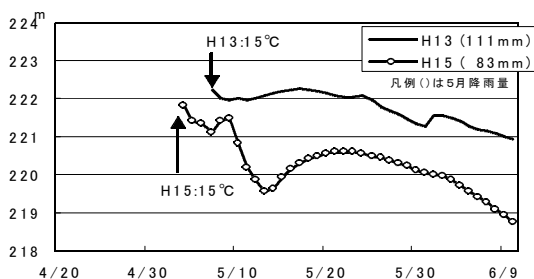


図21 稚魚の発生が多かった年の水位

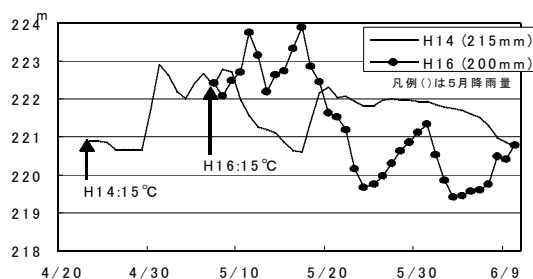


図22 稚魚の発生が少なかった年の水位

(3) ブルーギル駆除調査結果

これまでの調査結果から、ブルーギルの駆除方法としては、地曳網および水抜きが効率的であることが確認されました（図23）。

また、ブルーギルが多く採捕された日の水温は16～26℃でした（図24）。

採捕されたブルーギルは、地曳網では稚魚、ふくろ網、カゴ、水抜きおよび刺網では親魚が主体でした（図25）。

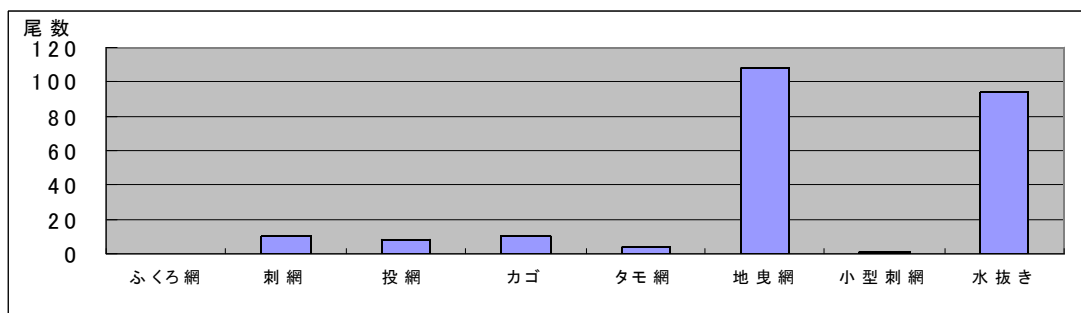


図23 駆除方法別のブルーギル採捕尾数(調査1回当たり: H13-19)

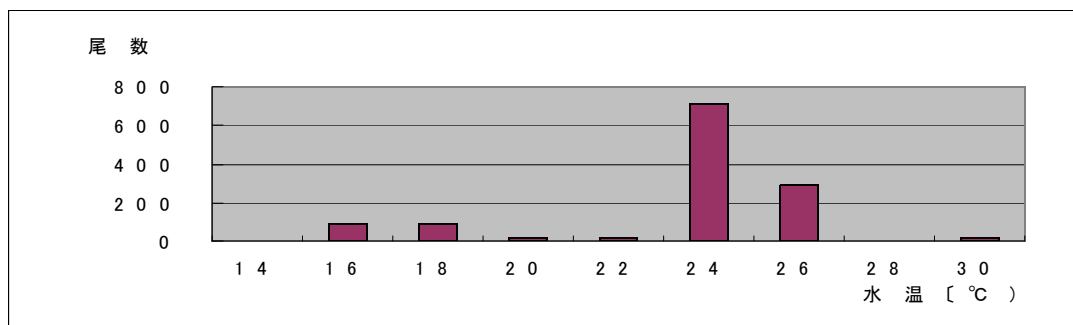


図24 水温別のブルーギル採捕尾数(10尾以上が採捕された日の水温)

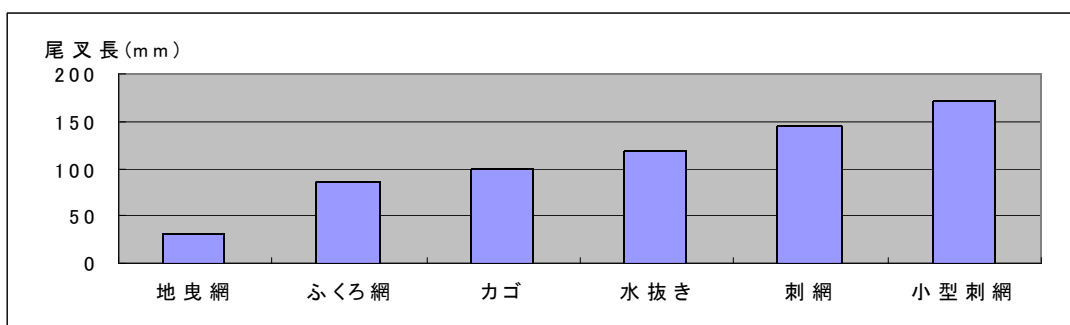


図25 採捕されたブルーギルの平均尾叉長(H13-19)

(4) 外来魚の駆除方法

(1) ~ (3) により、外来魚の駆除方法を表4に整理しました。

表4 外来魚の駆除方法

駆除	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
時期	5~10月	6~7月	6~10月
水温	18~22℃	18~24℃	16~26℃
方法	地曳網、刺網、 水抜き	タモ網	地曳網、水抜き

(5) 駆除方法の要点と注意点等

① 駆除方法の要点

外来魚の駆除は、繁殖抑制により再生産を絶つことが、最も効果的であることから、繁殖期における親魚と稚魚に駆除努力を集中させることが大切です。

産卵時期 5~7月	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖期（産卵期）には浅瀬に集まります。 ・雌は産卵に関与するだけですが、雄は卵や仔魚を守る習性があるため、産卵場周辺で投網や釣りで捕獲できます。
仔稚魚期 5~7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふ化~2週間ほどの仔魚は、遊泳力が弱く、群れを作って遊泳しているため、タモ網ですくったり、地曳網やふくろ網で捕獲できます。
活動期 5~7月 9~10月	<ul style="list-style-type: none"> ・水温が比較的高い時期は、成魚の活動が活発なことから、刺網や釣りが効率的です。しかし、高水温になると深場や物陰に隠れてしまいます（8月）。
活動停滞期 11~4月	<ul style="list-style-type: none"> ・水温が下がる11月以降は魚の動きが鈍くなるため、障害物の側や水の落ち込みなどをねらった投網、刺網が効果的です。

②駆除方法の注意点

刺網 ふくろ網	・入り江の奥や移動経路となる場所が良く、特に、入り江を遮断したり、水際の立ち木等の障害物を囲んで網を設置すると効果的です。
釣り	・産卵期を含む5～7月と9月中旬～10月中旬が良く、水温の高い8月や低くなる11月以降は釣りにくくなります。
地曳網	・底質が砂泥や砂礫の場所でのみ使用が可能です。時期によっては稚魚の大量捕獲が可能ですが、急深な所や底質が転石や岩盤のところは適しません。
水抜き	・網目の小さい流出防止ネット等を使い、成魚だけではなく稚魚も下流に逃げ出さないように注意することや、上流部からの流入を防ぐことも大切です。

③外来魚の活動

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
活動		産卵・仔魚期						
	停滞期	主たる活動期						停滞期

④その他

外来魚の駆除活動をした時、駆除のデータをまとめておくことが大切です（作成例参照）。データをこまめに記録しておくことで、駆除した川や池での産卵時期（捕獲適水温）や産卵場所を絞り込むことができ、その後の傾向と対策がはっきりしてきます。

また、毎年定期的に行うなど、継続的な駆除活動を続けることが大切です。

(作成例)

外来魚駆除記録簿					
実施年月日 平成 年 月 日			実施者 _____		
実施場所 _____			実施人数 _____		
具体的地点 _____			駆除方法 _____		
天 候 _____			網 目 _____		
水 温 _____			駆除時間 時 分～ 時 分		
捕獲結果			主な混獲魚種		
オオクチバス _____ 尾(k g)			_____ 尾		
ブルーギル _____ 尾(k g)			_____ 尾		
コクチバス _____ 尾(k g)			_____ 尾		
外来魚の魚体測定結果					
番号	魚種名	全長 (c m)	体重 (g)	雌雄別	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

4 外来魚の有効利用

バス類の釣りでは、遊漁者によるキャッチアンドリリースが慣例となっており、釣られても再放流されることで、減少しないことが懸念されています。

県内では、金沢漁業協同組合がバス類の買い取りを行うなど、再放流させないための試みが行われてきました。

バス類やブルーギルは、もともと食用として移入されており、美味しい魚です。

これからは、釣り上げた外来魚を調理して食べる運動を展開していくことで、再放流の防止につなげる必要もありません（調理法は表5参照）。

なお、寄生虫がいる場合もありますので、生食はさけて下さい。



図26 オオクチバスの唐揚げ

表5 外来魚の調理法

魚種	有効利用(調理)の注意点	具体的な活用(調理)方法
オオクチバス	(共通) 1 背びれ、腹びれ、尻びれにはトゲがあるので注意が必要です。	(調理) 食味は、鯛に似ており、老化防止のタウリンが多く含まれています。 身は白身で、ほどよい硬さがあり、焼いてもフライにしても美味しく食べられます。
コクチバス	2 泥抜きをした方が臭みが少なくなります。	① 塩焼き ② バター焼き ③ 唐揚げ
ブルーギル	3 ウロコを取った後に出てきた粘液は、包丁でなでるように取り除くと臭みが残りません。 4 雑食性なので、内蔵の中身が出ないように注意して下さい。	(その他) 調理以外にも魚粉肥料として野菜栽培などに活用されています。

5 外来魚に関する法律や県の規則

(1) 外来生物法について

特定外来生物に指定されている外来魚の飼育・運搬・販売などは、原則として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で禁止されています。

※ 違反すると個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

(政令で定める外来生物)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物とする。

別表第一（第一条関係）

科名	種名
五条鰭亜綱（じょうきあこう） （略） （四）すずき目	
サンフィッシュ科	レポミス・マクロキルス（ブルーギル） ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス） ミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）

(2) 石川県内水面漁業調整規則について

ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）、ブルーギルを移植(密放流)することは、「石川県内水面漁業調整規則」で禁止されています。

※ 違反すると6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金が科せられます。

なお、駆除に用いる漁具や漁法には、投網や刺網など知事許可が必要な場合がありますので、外来魚の採捕を検討する時には、必ず「県水産課」へお問い合わせ下さい。

参考文献

- 1) 波田樹雄・高門光太郎(2001)：内水面外来魚管理対策調査：平成13年度事業報告書石川県水産総合センター
- 2) 安田信也・四登淳(2002)：内水面外来魚管理対策調査：平成14年度事業報告書石川県水産総合センター
- 3) 安田信也・四登淳(2003)：内水面外来魚管理対策調査：平成15年度事業報告書石川県水産総合センター
- 4) 安田信也・四登淳(2004)：内水面外来魚管理対策調査：平成16年度事業報告書石川県水産総合センター
- 5) 五十嵐誠一・四登淳(2005)：内水面外来魚管理対策調査：平成17年度事業報告書石川県水産総合センター
- 6) 五十嵐誠一・四登淳(2006)：内水面外来魚管理対策調査：平成18年度事業報告書石川県水産総合センター
- 7) 水産庁研究部資源課・水産庁養殖研究所(1987)：外国産新魚種の導入経過
- 8) 全国内水面漁業協同組合連合会(2007)：害魚ブラックバス駆除実践ハンドブック
- 9) 淀太我・中井克樹・日本生態学会編(2002)：外来種ハンドブック
- 10) 農林水産省農林水産技術会議事務局(2003)：研究成果第417集：外来魚コクチバスの生態学的研究及び繁殖抑制技術の開発
- 11) 全国内水面漁業協同組合連合会(2003)：みんなで学ぼう外来魚問題
- 12) 水産庁・全国内水面漁業協同組合連合会(2007)：ブルーギル駆除マニュアル
- 13) 福島県(2005)：ブラックバス駆除マニュアル
- 14) 山口県水産部(1999)：ブラックバス駆除のてびき
- 15) 滋賀県漁業協同組合連合会(2007)：琵琶湖のブルーギル・ブラックバスの実態と対策
- 16) 環境省・農林水産省(2006)：外来生物法

外来魚に関する法律や県の規則（抜粋）

1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

（外来生物法、関係箇所抜粋）

平成十六年六月二日 法律第七十八号

（目的）

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（特定外来生物被害防止基本方針）

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
 - 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
 - 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
 - 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項
- 3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

(関係箇所抜粋)

平成十七年四月二十七日政令第百六十九号

(政令で定める外来生物)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物とする。

(個体に含まれるもの)

第二条 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、孢子とする。

別表第一（第一条関係）

科名	種名
第一 動物界 (略) 五 条鰭亜綱（じょうきあこう） (略) (四) すずき目	
サンフィッシュ科	レポミス・マクロキルス（ブルーギル） ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス） ミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）

3 オオクチバス等に係る防除の指針（関係箇所の抜粋）

平成17年6月3日 環境省・水産庁

指針策定の目的（関係箇所の抜粋）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、平成16年5月に成立しました。

（中 略）

平成17年4月22日に特定外来生物に指定されたオオクチバス・コクチバス・ブルーギル（以下「オオクチバス等」という。なお、「オオクチバス」には「フロリダバス」を含む。）については、全国的に広範囲に分布し、生態系や水産業に被害を及ぼしています。このため、各地で防除事業が実施されてきました。

オオクチバス等に係る防除の公示においては、防除の目標として地域の特性に応じて完全排除又は低密度による被害の低減化を図ることとされています。オオクチバス等が定着している。又はその可能性がある全国各地の水域の中でも生物多様性保全や水産資源保護などの観点から優先的に防除を実施すべき水域が存在しており、効果的な防除の促進に際しては、この優先度に応じて、水域の特性と地域の状況を踏まえた適切な目標を設定し、適切な防除を推進していくことが必要です。

4 石川県内水面漁業調整規則（関係箇所の抜粋）

昭和四十四年九月九日 規則第四十四号

（水産動物の移植の制限）

第三十二条 次に掲げる水産動物(その卵を含む。以下同じ。)は、これを移植してはならない。ただし、漁業権の対象となつている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)

二 ブルーギル

2 前項ただし書の規定による水産動物の移植の許可(以下「移植の許可」という。)を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書のほか、移植の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

4 知事は、移植の許可をしたときは、申請者に別記様式第十号による許可証を交付する。

5 知事は、移植の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

7 移植の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して水産動物の移植をしてはならない。

8 移植の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

9 第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

10 移植の許可(第八項の規定による許可を含む。)を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第四項(前項の規定により準用する場合を含む。)の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(平七規則六・追加)